

審 査 基 準

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 4 第 1 項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、同第 4 7 条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、同第 4 9 条（教習射撃指導員の基準）、同第 5 0 条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 7 条第 1 号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：